

付託事件等審査結果報告

平成30年12月21日

薩摩川内市議会総務文教委員会

委員長 徳永武次

1 委員会の開催日

12月13日

2 付託事件及び審査結果

- (1) 議案第122号 薩摩川内市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。
- (2) 議案第123号 薩摩川内市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
本案については、「個人番号は情報漏洩の危険がないという保証はなく、情報が集積されるほどリスクは高くなる」という反対討論と、「個人番号は厳重に管理されており、国民の生活向上のためにもっと広く活用して運用すべきである」という賛成討論が述べられ、採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。
- (3) 議案第124号 財産の取得について
本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。
- (4) 議案第125号 財産の取得について
本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。
- (5) 議案第126号 薩摩川内市川内歴史資料館等の指定管理者の指定について
本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。
- (6) 議案第127号 薩摩川内市川内まごころ文学館の指定管理者の指定について
本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。
- (7) 議案第128号 薩摩川内市入来麓旧増田家住宅等の指定管理者の指定について
本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。
- (8) 議案第129号 薩摩川内市議会議員及び薩摩川内市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。
- (9) 議案第139号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち本委員会付託分
本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

なお、審査の過程において、奨学育英事業については、選考基準を見直して、更に学業成績が優秀な者への支援に努められたい旨の意見が述べられた。

(10) 議案第151号 薩摩川内市職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例の制定について

本案については、「条例ごとに提案すべきであり、一般職の給与等の改定については異論はないが、特別職の職員及び議会議員の期末手当の支給割合の改定については容認できない」という反対討論が述べられ、採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

(11) 議案第152号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち本委員会付託分

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

なお、審査の過程において、小中学校の普通教室への空調設備の整備に当たっては、今回、一斉に整備することに伴い、将来、更新時期を同時に迎えた場合の対応について検討するとともに、今後、施工に当たっては、早期発注に努める一方、授業等に影響を及ぼすことがないよう取り組まれたい旨の意見が述べられた。

3 所管事務の調査結果

各課所の事務について所管事務調査を行い、調査の過程において、著作権法の一部改正に伴い、一定の条件を満たせば、教師が他人の著作物を用いて作成した教材を児童等へインターネット等により配信ができるようになることから、不登校児童等への遠隔通信による授業を導入できないか検討されたい旨の意見が述べられた。